

明治紡績株式會社年議報告(在江田町)

(花端及び其の經路) 加藤 弘之 編者

男工式百廿拾志人(内別働工八拾志人)女工八百拾七
 人(内別働工百八拾人)を使用しつゝある安川(氏)經
 の明治紡績株式會社は四月十二日突如として「労働軍
 勸告すは不念都より」として北九州(北)に属する職工を
 差別勸告のする一在勸告は前後の志志は屋志田、同十二
 日前後の式志志(或田)を志へて解雇せり(従妻は解雇
 するの規定あり)又同月十七日に至りて同様の理由に
 ちりて六名を解雇しするも前と同様に薄少まりきりに
 して職工側の憤慨甚かしく(附十一)に至りて突如(別働工
 の)に罷り起したり